

認可保育施設における保育料について

令和5年11月16日
幼児教育・保育部幼保運営課

【保育料に関する基本事項】

- ・保護者は、所得に応じて千葉市が定める基本保育料（以下、単に「保育料」という）を支払います。
- ・保育園と地域型給付施設とで、保育料額に違いはありません。
- ・千葉市の保育料は、保護者の負担軽減を図るため、国が定めた基準額より低額に設定しています。
- ・保育料は、保育園は千葉市が、地域型給付施設は園が徴収します。
- ・地域型給付施設の月々の保育料の徴収時期や徴収方法は、各園が定めます。
- ・千葉市が徴収する保育園の保育料の支払い方法は、原則として口座振替です。
- ・原則として、3歳以上児クラスの児童は幼児教育・保育無償化により、保育料が無償です。（副食費は別途徴収）

【保育料の決定方法、決定時期について】

●保育料の決定方法

保育料は、その世帯の負担能力に応じて決定します。実際には、父母（場合によっては祖父母等）の住民税額の合算額によります。

●保育料の決定時期について

保育料の一斉決定の時期は、4月と9月です。個別に随時、決定・変更する場合があります。

4月：すべての児童(3号認定のみ)に対して4月～8月の保育料を決定し、通知を送付。
継続児童においては多子軽減等の理由を除き、前年度3月と4月以降の保育料階層は変わらない。

9月：すべての児童(3号認定のみ)に対して9月～翌年3月の保育料を決定し、通知を発送。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税額に基づく保育料(前々年の収入)					当年度の住民税額に基づく保育料(前年の収入)						

随時(3号認定のみ)

- ・年度途中の利用開始の場合
- ・世帯状況の変更（結婚、離婚、祖父母との同居等）、教育⇄保育の変更、標準⇄短時間変更があった場合（翌月の保育料から変更）
- ・修正申告等、住民税情報に変更があった場合（9月（新入園児については4月）に遡って変更）

【保育料額のお知らせについて】

※令和5年度実績を例示。令和6年度以降については、制度変更その他の事情を勘案して随時設定する予定

●保護者への通知（資料1、2）

4月：4月3日

9月：8月18日

※保育料の一斉決定の時期以外で保育料の変更があった場合、随時送付しております。

●施設への通知（資料3）

月末に、変更者の一覧を郵送します。（給付に関する資料と同封して送付）

なお、4月分・9月分については、以下の点にご注意ください。

- ・保護者より先に施設が保育料額を把握するため、保護者への通知以前に保育料額をお伝えしないでください。
- ・保育料に関する制度変更等により、保育料の通知が遅延する可能性があります。

【園で徴収する保育料の徴収時期について】

●保育料の徴収時期については、以下の理由から下旬以降が望ましいとされます。

- ・教育・保育の提供への対価という位置付けから、事後徴収を想定しているため。（公立保育所は月末徴収です）
- ・保護者への保育料決定通知の発送時期が当月中旬頃となることから、保護者への通知到着以降の徴収を想定しているため。

■これらは、事前徴収や月初徴収を妨げるものではありませんが、事前徴収や月初徴収実施の際は、保護者への周知をお願いします。

(参 考)

〒
千葉市 区

様



49

千葉市長

神谷 俊一



保育料決定通知書

保育料を次のとおり決定しましたので通知します。下記対象に対してお支払いください。
公立の保育所、認定こども園：施設のある自治体／民間保育園：お住まいの自治体／民間
認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、幼稚園：各施設

入所する子供の氏名 ・ 児童番号 及び生年月日	〇〇 △△ 1.2345678 令和 年 月 日生
施設名	〇〇〇〇 保育園
保育の実施期間	令和 3年 9月 から 令和 4年 3月

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
保育料	0円	0円	0円	0円	0円	6,170円
必要量	保育短時間	保育短時間	保育短時間	保育短時間	保育標準時間	保育標準時間
階層	B	B	B	B	B	C2◎
全半	全額	全額	全額	全額	全額	全額

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料	6,170円	6,170円	6,170円	6,170円	6,170円	6,170円
必要量	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間
階層	C2◎	C2◎	C2◎	C2◎	C2◎	C2◎
全半	全額	全額	全額	全額	全額	全額

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、千葉市長に対してすることができます。
 - この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、千葉市を被告として提起することができます。
- 千葉市に対して滞納が発生した場合、千葉市税外収入金の延滞金に関する条例による金額が課されます。
 - 千葉市以外が料金を徴収する施設をご利用の場合、納付方法、納期限は利用施設や施設のある自治体によって異なります、直接施設または施設のある自治体にご確認ください。

保健福祉センターこども家庭課

〒 千葉市

TEL:043- FAX:043-

【保育料の算定方法について】

●保育料の算定対象者について

保育料は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。

●3歳以上児、3歳未満児の区分について

2歳のお子さんが年度の途中で満3歳になった場合でも、年度の末日までは、3歳未満児保育料を適用します。なお、教育認定（1号）のお子さんの場合は、満3歳になった日から保育料が無償となります。

●保育料決定に必要な書類を期限までに提出されなかった場合は、保育料を最高階層額で決定します

市が定める提出期限を過ぎた後に提出があった場合は遡って再計算いたしますが、再度の保育料決定に2か月程度の期間を要する場合があります、それまでの間は一旦最高階層額をお支払いいただく必要があります。

●その他

月の途中で入所又は退所した場合、その月の保育料は日割により計算した額となります。税額の変更により、保育料を遡って変更する場合があります。

【保育料の軽減について】

●お子さんに、幼稚園等(※)に通う兄弟がいる場合、届出等により多子軽減が適用となります

届出は毎年度必要となります。まだ提出されていない方はお早めをお願いします。詳しくは千葉市HPで「多子軽減」と検索していただくか、各区こども家庭課までお問い合わせください。（9月の保育料切替の際の再提出は不要です。）※幼稚園等…幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業
※認可保育園の一時預かり、プレ幼稚園、保育ルームは対象外です。

●年収約360万円未満で要保護世帯等(※)に該当する場合は届出等により保育料が減免される場合があります

「障害者手帳等の所持状況申告書」の提出が毎年度必要です。詳しくは各区こども家庭課へお問い合わせください。（9月の保育料切替の際の再提出は不要です。）

※要保護世帯等…ひとり親世帯(★)、特別児童扶養手当の受給世帯、同一世帯に属する者等が、障害者手帳(身体・知的・精神)を所持又は障害基礎年金の受給者(扶養している場合も含む) ★=届出は不要です。

【注意事項】

●世帯の状況に変更が生じた方、市民税の修正申告をした方は各区こども家庭課へご連絡をお願いします

離婚・再婚または転居等で世帯の状況に変更が生じた方、または市民税の修正申告をした方については、年度の途中でも保育料が変更となる可能性がありますので、必ず各区こども家庭課にご連絡ください。なお、連絡がなかった場合、保育料の変更が遅れることがあります、その場合も遡って保育料を追加でお支払いいただきます（多くお支払いいただいた分は返金いたします。）。

また、就労時間の変更や妊娠、病気の快復、失業など、支給認定を受けたときから保育を必要とする状況が変わった場合及び認定証に記載されている内容に変更があった場合は、すみやかに、利用している施設のある区（利用施設が市外の場合はお住まいの区）のこども家庭課に届け出てください。申請内容に虚偽があった場合、または届出をしなかった場合は、支給認定を取り消すことがあります。

【納期限】

●保育料の納期限、口座振替日は、各月の月末です（12月は翌年の1月4日）

ただし、土・日・祝日にあたる場合はその翌営業日になります。

※民間認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）を利用している場合は、園により異なりますので在籍園へご確認ください。

納 期 月	納期限	納 期 月	納期限	納 期 月	納期限
4月	5月1日(月)	8月	8月31日(木)	12月	1月4日(木)
5月	5月31日(水)	9月	10月2日(月)	1月	1月31日(水)
6月	6月30日(金)	10月	10月31日(火)	2月	2月29日(木)
7月	7月31日(月)	11月	11月30日(木)	3月	4月1日(月)

(令和5年度納期限)

- 千葉市への保育料のお支払方法は、原則口座振替となっております※千葉市が保育料を徴収しない施設は除く
なお、お申込みは以下の1・2のいずれかの方法となります。

- 1 銀行窓口でのお申込み
「千葉市口座振替依頼書」に必要事項を記入後、金融機関にご提出願います。
- 2 Webからのお申し込み
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、常陽銀行、千葉信用金庫、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、Webでの口座振替受付サービスも行っております。
詳しくは右記コードを読み取るか下記ホームページにアクセスし、申請してください。

https://koukin-koufuri.jp/chiba_city/GPFCIB01010Action_doInit.action?tax_fee=0080



※千葉市が保育料を徴収しない施設

…幼稚園、民間認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設、**居宅訪問型保育事業**、市外公立保育所、市外公立認定こども園のお支払い方法については、各施設にお問い合わせください。

- 保育料の算定・変更の時期は9月です（毎年9月に保育料が変わります）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税額に基づく保育料(前々年の収入)						当年度の住民税額に基づく保育料(前年の収入)					

- 前年度以前の保育料を滞納している方の納付相談については、千葉市市税事務所にご相談ください。

お住まいの区	相談窓口	電話番号	所在地
中央区	東部市税事務所納税第一課	043-233-8139	〒264-8582
若葉区	東部市税事務所納税第二課	043-233-8368	若葉区桜木北2-1-1
緑区		043-233-8189	若葉区役所 2階
市外	西部市税事務所納税第一課	043-270-8139	〒261-8582
花見川区	西部市税事務所納税第二課	043-270-3139	美浜区真砂5-15-1
稲毛区		043-270-3284	美浜区役所 2階
美浜区		043-270-3171	

※保育料の滞納について

保育料を滞納している場合（卒園児の保育料を滞納している場合を含む）、当該児童および兄弟姉妹の保育所利用申込みの際、不利になる場合があります。また、子ども・子育て支援法の規定に基づき、財産差押え等の処分の対象となります。

●納入の請求事由

- ◎千葉市立保育所及び千葉市立認定こども園
…千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例第2条の規定に基づき、千葉市にお支払いください。
- ◎民間保育園
…子ども・子育て支援法附則第6条の規定に基づき、千葉市にお支払いください。
- ◎民間認定こども園、幼稚園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育事業を利用
…各施設にお支払いください。

●納付場所

- ◎千葉市にお支払いいただく方：口座振替依頼書または納入通知書裏面をご確認ください。
- ◎千葉市以外にお支払いいただく方：施設によって異なりますのでご利用の施設にお問い合わせください。

千葉市の保育料に関する詳細情報は千葉市HPをご確認ください。（右記コードからアクセスできます）

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/hoikuryou29.html>



前月からの変更、追加になった児童分のみ抜粋されたリストです。

資料3

児童名簿（契約情報・算定情報変更者）

※1) ーは前回時点で契約情報無し、空白は前回と比較して契約情報変更無し

※2) ーは前回時点で算定情報無し、空白は前回と比較して算定情報変更無し、未設定は前回時点で未設定

No	施設管理区	サービス種類	事業所番号	事業所名	契約申請状況	実施開始日	実施終了日	広域入所区分	変更前契約情報		児童氏名カナ	児童氏名漢字	児童生年月日	児童性別	保護者氏名カナ	保護者氏名漢字	変更月	変更後算定情報					変更前算定情報(※2)				
									実施開始日	実施終了日								市階層	市全半	利用者負担額	支給認定区分	保育必要区分	市階層	市全半	利用者負担額	支給認定区分	保育必要区分
1	中央区	保育所	1●●1	※●●●保育園	新規入所	20201001	20230331	通常			タナカ ●●●	田中 ●●●	20160921	男	タナカ ●●●	田中 ●●●	10	D 5	通常	0	2	標準		ー	ー		
2																	11	D 5	通常	0	2	標準		ー	ー		
3	中央区	保育所	1●●1	※●●●保育園	新規入所	20200401	20210331	通常	20200401	99999999	マツダ ●●●●	松田 ●●●	20140505	男	マツダ ●●●●	松田 ●●●	4	C 2◎	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
4																	5	C 2◎	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
5																	6	C 2◎	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
6																	7	C 2◎	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
7																	8	C 2◎	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
8																	9	C 2◎	全額	0	2	標準	D 1 3	通常	ー	ー	ー
9																	10	C 2◎	全額	0	2	標準	D 1 3	通常	ー	ー	ー
10																	11	C 2◎	全額	0	2	標準	D 1 3	通常	ー	ー	ー
11	中央区	保育所	1●●1	※●●●保育園	新規入所	20200401	20230331	通常	20200401	99999999	シマダ ●●●●	嶋田 ●●	20160603	女	シマダ ●●●●	嶋田 ●●	4	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
12																	5	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
13																	6	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
14																	7	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
15																	8	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
16																	9	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
17																	10	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
18																	11	A	通常	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
19	中央区	保育所	1●●1	※●●●保育園	新規入所	20200401	20210331	通常	20200401	99999999	カミムラ ●●	上村 ●●	20150205	男	カミムラ ●●	上村 ●●	4	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
20																	5	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
21																	6	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
22																	7	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
23																	8	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
24																	9	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
25																	10	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー
26																	11	D 4 *	全額	0	2	標準	ー	半額	ー	ー	ー

変更後の情報が記載されています。

変更になった情報の、「変更前」が記載されています。